

ID: 33

担当部署: スポーツまちづくり推進課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町スポーツ施設条例 第10条		
例 規 番 号	平成18年条例第21号		
【基準】			
第10条及び大河原町スポーツ施設条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の減免)			
第10条 町長は、町が主催する事業に参加する者その他特別の事由があると認めるものについて、使用料の全部又は一部を免除することができる。			
(使用料の減免)			
第6条 条例第10条の規定により使用料を減免する場合及びその割合は、別表の左欄に掲げる施設の区分ごとに、同表の中欄に掲げる使用の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。			
2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ使用料減免申請書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	令和5年9月29日